

第1章 環境行政の総合的推進

1. 大阪市環境基本条例の施行

今日の環境問題は、地球温暖化*やオゾン層*の破壊といった地球規模の影響範囲を持ち、我々人類にとっても重大な問題であるといえます。このような状況のもと、大阪市では、現在及び将来の市民が、安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市環境の実現をめざして、平成7年4月に「大阪市環境基本条例」(全4章26条)を施行しました。(付録 P資 32~33 参照)

【条例の目的】 (第1条)

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

【条例の基本理念】 (第3条)

- ・ 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ・ 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- ・ 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。
- ・ 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 大阪市環境基本計画の推進

計 画 の 目 的

本計画は、「大阪市環境基本条例」(平成7年施行)に定めた目的・基本理念の実現に向けて、条例第8条に基づき、市域における環境の保全及び創造に関する総合的・計画的な施策の基本となる事項を定めたものです。

計 画 の 期 間

計画の期間は、平成22年度(2010年度)までとします。

計 画 の 基 本 方 針

大気汚染等の都市環境の改善や快適環境づくり、地球環境の保全、循環型社会の形成など、今日的な環境上の課題に対応するために、「快適」「地球環境」「循環」「協働」を基本方針とします。また、4つの基本方針別に10項目にわたる基本的な施策と5項目の重点的取組内容を掲げています。(図-1参照)

基本方針	基本方針別施策	重点的取組
快 適	1 都市環境の保全 2 快適な都市環境の創造	(1) 環境負荷の少ないまち (2) 花と緑と水に親しめる快適なまち
地球環境	3 地球環境の保全 4 環境国際交流・協力	(3) 脱温暖化のまち
循 環	5 エネルギー利用 6 資源利用 7 廃棄物対策	(4) 持続可能な循環型のまち
協 働	8 環境コミュニケーションの推進 9 すべての主体の環境保全行動の展開 10 環境配慮の充実	(5) すべての主体が参加協力するまち

図-1 「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」の構成

計 画 の 進 行 管 理

庁内推進体制の充実

「大阪市環境保全推進本部」の機能を拡充し、計画の実効ある進行管理を行うほか、自動車交通環境対策やヒートアイランド対策、地球温暖化対策など計画に盛り込んだ施策を円滑に推進していきます。また、ISO14001*の取組みの推進など環境に配慮した事務事業を実施していきます。

計画の進行管理

PDCA(プラン・ドゥ・チェック・アクション)手法を導入することにより、施策の進捗状況を評価し、計画の実効ある進行管理を図っていきます。(図-2参照)

また、施策の評価に際して、環境保全行動に取り組んでいる市民や環境NPO・NGO等から意見募集などを進めていきます。



図-2 PDCA 手法による環境施策の評価

環境情報提供の推進等

環境施策の進捗状況や成果、実績を定期的にとりまとめて、環境基本計画の推進状況として年次報告書や大阪市環境白書、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

重点的取組

重点的取組は、環境上の課題を解消するとともに、中長期的な展望のもとに新たな環境問題に対応するために基本方針別に次の5項目を掲げています。アスベスト対策やヒートアイランド対策などの多様化する環境問題に対して、積極的に対応していきます。(図-3 参照)

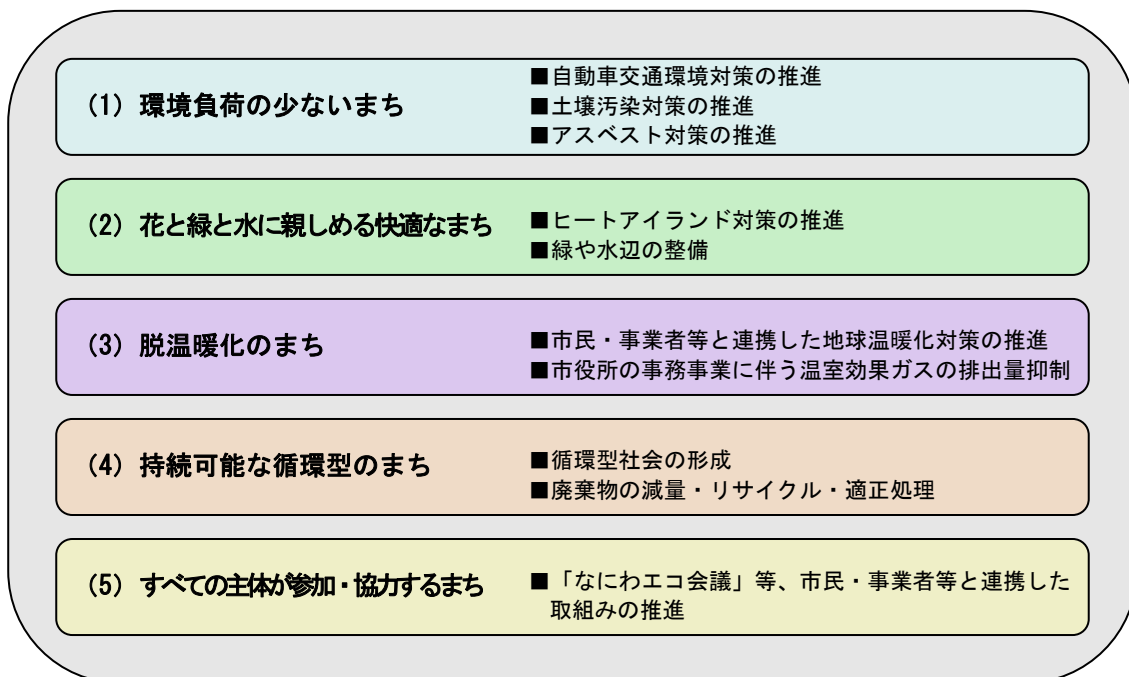


図-3 重点的取組